# ○須高行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例

（昭和45年９月30日条例第３号）

**改正**　昭和46年３月４日　条例第１号
昭和52年３月５日　条例第２号
昭和52年６月15日　条例第３号
昭和56年３月24日　条例第２号
昭和59年３月19日　条例第２号
平成４年３月４日　条例第３号
平成17年３月15日　条例第２号
令和６年11月１日　条例第３号

（趣旨）

**第１条**　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項の規定に基づき、須高行政事務組合火葬場（以下「火葬場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第２条**　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第２条第７項に規定する火葬場として、火葬場を次のとおり設置する。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 松川苑 | 須坂市大字日滝4476番地 |

（開場時間）

**第３条**　火葬場の開場時間は、午前８時30分から午後５時までとする。ただし、組合長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（休場日）

**第４条**　火葬場の休場日は、１月１日及び組合長が別に定める日とする。

（使用の許可）

**第５条**　火葬場を使用しようとする者は、組合長の許可を受けなければならない。

（使用料）

**第６条**　火葬場を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

２　火葬場の使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、組合長が必要があると

認めたときは、これを減免することができる。

（遺骨の引取り）

**第７条**　火葬場を使用した者は、火葬終了後、速やかに遺骨を引き取らなければならない。

２　組合長は、火葬場を使用した者が遺骨を引き取った後、残余の骨、灰等があるときは、これらを処分することができる。

３　組合長は、火葬場を使用した者が遺骨を引き取らないときは、その遺骨を処分することができる。

（補則）

**第８条**　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附　則**

この条例は、昭和45年11月１日から施行する。

**附　則**（昭和46年３月４日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年４月１日から適用する。

**附　則**（昭和52年３月５日条例第２号）

この条例は、昭和52年４月１日から施行し、昭和52年度分の使用料から適用する。

**附　則**（昭和52年６月15日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附　則**（昭和56年３月24日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和56年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際、現に使用許可を受けている者については、なお従前の例による。

**附　則**（昭和59年３月19日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和59年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際、現に使用許可を受けている者については、なお従前の例による。

**附　則**（平成４年３月４日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際、現に使用許可を受けている者については、なお従前の例による。

**附　則**（平成17年３月15日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成17年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際、現に使用許可を受けている者については、なお従前の例による。

**附　則**（令和６年11月１日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

**別表**（第６条関係）

| 区分 | 単位 | 使用料 | |
|---|---|---|---|
| | | 管内 | 管外 |
| 10歳以上の死亡者 | １体 | 16,000円 | 40,000円 |
| 10歳未満の死亡者 | １体 | 10,000円 | 24,000円 |
| 死産児 | １体 | 6,000円 | 12,000円 |
| 胞衣等 | １件 | 4,000円 | 4,000円 |

備考　この表において「管内」とは、死亡者又は火葬場の使用者が須坂市、小布施町又は高山村の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「管外」とは、それ以外の場合をいう。